平成２８年（フ）第１２４号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1742番地１
債務者　安田チヤウ
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第６４号
茨城県古河市前林1726番地
債務者　宇都木宏之
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第７０号
茨城県結城市大字山川新宿682番地
債務者　永木　敏江
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第８８号
茨城県古河市中央町３丁目10番56号
債務者　臺　　靖之
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９０号
茨城県筑西市海老ケ島944番地１　武井住宅１号
債務者　藤田さとみ（旧姓竹内）
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第６７号
富山県高岡市内免５丁目５番４－202号
ジョルジュ・サンク、前住所富山県高岡市上関723番地１　グリーンヴィラ上関Ｂ２．208号
債務者　盛藤　枝美
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１８２号
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3278番地42　ドルチェ・エルム１－Ｄ
債務者　木村　香苗
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
山梨県南巨摩郡身延町西嶋318番地　西嶋第２団地２－Ｅ、前住所山梨県南巨摩郡身延町西嶋1935番地２
債務者　望月千代榮
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７７号
長野市大字長野長門町1064番地２　コーポパールハーバー301
債務者　吉澤　明彦
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８９号
長野市信州新町新町939番地２
債務者　酒井美代子
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
長野県中野市大字中野2443番地１　フラット33　11号
債務者　小泉　清好
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
長野市大字中御所130番地９　キャピタル長野502
債務者　山口絵里子
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
長野県上田市中之条1203番地１　市住Ｃ－14棟201号
債務者　小山　哲也
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第４５号
長野県千曲市大字戸倉2110番地１　宮崎アパート２号室
債務者　豊福　　博（旧姓大日方）
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第９６８号
愛知県海部郡蟹江町城３丁目442番地１
債務者　加藤　志津（旧姓渡辺）
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１００３号
愛知県小牧市大字文津1052番地53　文津ハウス106号
債務者　尾﨑　　潤
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部